

令和7年度 部活動の基本方針

宇都宮市立陽北中学校

1 部活動の目的

～生徒が心の豊かさを持つために～

- (1) 勝利至上主義には決してならず、スポーツ・科学・文化・芸術等に親しみ、楽しむ。
- (2) 生徒が、個人や集団としての目標に向かって行動することの楽しさや喜び、またはその際に生じる葛藤を味わう。
- (3) 生徒同士が互いに認め合い、励まし合うことで、他を思いやる心やよりよい人間関係を育む。

2 本年度の部活動

運動部	陸上競技 (男子・女子)
野球	柔道 (男子・女子)
サッカー	剣道 (男子・女子)
ソフトテニス (男子・女子)	
バスケットボール (男子・女子)	文化部
バレーボール (女子)	吹奏楽
バドミントン (男子・女子)	美術
卓球 (男子・女子)	科学技術

※生徒の希望がある場合、大会のみ参加 (水泳競技、新体操など)

3 各部活動の活動計画について

- (1) 毎月の活動計画及び活動実績を作成し、職員室前方にあるファイルに入れる。また、職員室前廊下にも掲示する。
- (2) 毎月の活動計画や大会・コンクール等の開催予定などを、事前に生徒・保護者に伝える。

4 活動時間及び日数

- (1) 放課後の活動時間 (完全下校時刻)

期 間	完全下校時刻
4月～9月	18:15
10月	18:00
11月	17:30
12・1月	17:00
2・3月	17:30
長期休業	各部活動予定による

- (2) 活動時間及び休養日

① 活動時間

- ア) 生徒や教員の負担を鑑み、1日の活動時間は長くても平日で2時間程度、学校の休業日 (学期中の週末を含む) は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ) 練習試合や合同練習会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分な配慮をし、休憩時間を適切に設定するとともに、必ず別の日の活動時間を調整する。
- ウ) 平日の活動については、5時間授業等で活動時間が2時間を超える場合、完全下校時刻が上の表に記載されている時間より早まる場合もある。

② 休養日の設定

- ア) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で確保できない場合は、休養日を振り替える)。
- イ) 大会・コンクール前や、大会・コンクールへの参加などで、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意して、長期間連続して活動することがないようにする。

※「休養日」とは、その部活動に所属しているすべての生徒、顧問、外部指導者が活動を行わない日とする。
※平日の休養日は、原則水曜日とする。ただし、体育館の割り振り等がある場合はその限りではない。

(3) 長期休業中の活動について

- ・長期休業中も、「(2) 活動時間及び休養日」と同様とする。
- ・生徒が十分な休養を取るとともに、家族との関わりをもつ時間や、自分のやりたいことのための時間が作れるよう、必ず連続した休養日を設ける。

(4) 朝・昼休みの部活動について

朝・昼休みの部活動については、原則行わない。

(5) その他

- ・中間、期末テストの3日前(週末や祝日を含む)は部活動を行わない。ただし、大会等がある場合にはその都度検討する。
- ・職員会議や職員研修など、職員全体がかかわる内容により、教員が指導を行えない際は、部活動は行わないものとする。
- ・大会日程の関係や、活動が季節や天候に関わる部活動については、生徒の健康、学校生活や授業に支障のないよう活動時間や休養日を調整する等、他の部活動と活動時間の著しい差異が生じないように工夫する。

5 指導にあたって

(1) 活動内容及び指導の考え方

- ・生徒の発達段階や体力、技能等はもちろん、その日の気温や天候などにも留意し、活動内容を配慮する。
- ・部員一人一人ときちんと向き合い、生徒が安心できる環境を作る。
- ・「何のための活動か」までよく考え、部員が納得する指導をする。

(2) 事故防止及び健康管理

- ・施設・設備の点検を行い、生徒にも安全に活動するよう指導し、事故の未然防止に努める。
- ・環境条件(天候、気温など)について、十分安全に配慮した練習内容や活動時間とする。特に、熱中症について予防対策を徹底し、発生が疑われる際には適切に対応する。
- ・身体だけでなく、精神的な部分についても常に気にかける。
- ・部活ごとに、備品等点検票を用いての安全点検を定期的に行う。

(3) 体罰の防止

- ・勝利至上主義に陥らないよう留意し、体罰など力に頼った指導は絶対に行わない。
- ・1の部活動の目的に即し、共感的立場に立ち、生徒のやる気を引き出す指導を心がける。

(4) 外部指導者の活用

- ・外部指導者に、学校の方針に従った指導を行ってもらえるよう、年に数回、方向性を確認するため話し合いの場を設ける。なお、部活動顧問会議を行う際にも出席してもらう。
- ・練習や大会参加計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換等、顧問との協働体制を密にする。

- ・体育館や部室などの鍵の管理は、顧問の教員が行う。なお、体育館の鍵は体育館で活動する部活動ごとに一つとする。
- ・外部指導者だけにすべてを委ねることなく、顧問として連携して生徒と関わる。

(5) 大会・コンクール等へ参加

- ・参加に関しては、保護者や生徒と事前に情報を共有する。
- ・交通手段は、保護者の負担が大きくなりすぎないように配慮する。

(6) その他

- ・家庭の経済状況により、個人で必要なものを購入することが困難な場合には、学校や各部が所有する物品を貸し出す等の配慮をする。
- ・保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動の運営に係る経費について、保護者と協議し経済的負担が過重にならないようにする。
- ・教職員の働き方改革の観点から、国、県、市の方針実現に向け、各部とも共通の取組をする。
- ・休日の活動を地域展開している部活動についても、本方針を守り、活動する。

6 部活動の入部・部活動継続・退部

(1) 入部

ア 1年生の加入の流れ

- ①入学後、部活動紹介を行う。
- ②部活動見学及び仮入部をする。
- ③担任に入部届を提出する。
- ④担任の確認後返却をしてもらい、部活動顧問に直接提出する。

イ 2・3年生の部活動継続の流れ

- ①担任に部活動継続届を提出する。
- ②担任の確認後返却をもらい、部活動顧問に直接提出する。

(2) 退部の流れ

- ①担任、部活動顧問に部活動退部の意思を伝え、話し合う。
- ②担任より退部届を受け取る。
- ③担任と保護者の承諾を受け、退部届を顧問に提出する。

7 部活動の創部・廃部

(1) 創部

- ①下記設置種目の【1】～【4】のいずれかの条件を満たしていること。
- ②団体種目の場合、入部を希望する生徒が継続して大会参加可能な人数（大会等がない場合は活動可能な人数）を確保できる見込みがある場合
- ③大会引率を伴う場合は、複数の顧問教諭が長期的に確保できる見込みがある場合。

《設置種目について》

- 【1】栃木県中学校体育連盟に専門部が設置されている種目。
- 【2】栃木県中学校文化連盟主催のコンクール・芸術祭などにおいて活動機会があるもの。
- 【3】地域に専門的な知識や技能を有する指導者がおり、長期的に継続して外部指導者としての協力が得られるもの
- 【4】生徒や顧問教員に専門的な知識や技能がなくても、生徒の自主的な取り組みにより活動が可能なもの。

(2) 廃部

- ①大会等がある場合、2年間連続して大会に参加できない状況が続いた場合。
- ②大会等がない場合は、1年以上活動が困難な状況が続いた場合。
- ③顧問教員の不足や減少により、部活動運営が困難になった場合。